

江府町森林整備計画（第1回変更）

計画期間

自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

樹立 令和2年3月

変更（第1回） 令和4年3月

鳥 取 県 江 府 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方針
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び又は予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地域	樹種	生産目標	期待径級 (cm)
町内全域	スギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26

		造 作 材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	マ ツ	一 般 材	18
		梁 桁 材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、町内の森林の自然的条件及び木材の利用状況を勘案して、次のとおりとする。

苗木の選定にあたっては、特定苗木などの成長や形質にすぐれたものの導入や少花粉スギ等花粉症対策苗木の導入を検討するように努めること。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)

スギ、ヒノキ、マツ	中仕立て	3,000
	疎仕立て	1,600

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。</p> <p>急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。</p>
植付けの方法	<p>苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。</p> <p>気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。</p>
植栽の時期	<p>苗木の生長時期の盛んな時期の植付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては、苗木の生長が終わる頃に行う。</p>

また、特定苗木やコンテナ苗の活用を推進するとともに、伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、皆伐後に人工造林を伴うものにあつては伐採後原則として2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植栽により適確な更新を確保することとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

- 5 その他必要な事項
該当無し

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。（別紙図面のとおり）

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

- 3 その他必要な事項
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道	林道	武庫	宝仏山 1号	2.3km - 1箇所	686ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	俣野	篠谷	1.0km - 1箇所	51ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	久連	大谷	1.0km - 1箇所	144ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	助沢	助沢	1.5km - 1箇所	103ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	俣野	古屋敷	0.7km - 1箇所	142ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	助沢 俣野	助沢 俣野	1.0km - 1箇所	150ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	柿原	柿原	0.7km - 1箇所	90ha		森林管理道
拡張	改良		武庫	宝仏山 1号	1.0km - 1箇所	686ha		幹線
拡張	舗装		俣野	木地可原	1.0km - 1箇所	244ha		その他
拡張	改良		杉谷 貝田	杉谷 貝田	0.5km 1箇所	220ha		その他
拡張	舗装		武庫	半ノ上	2.7km - 1箇所	157ha		その他
拡張	改良		貝田	寺谷	0.3km - 1箇所	159ha		その他
拡張	舗装		貝田	寺谷	0.3km - 1箇所	159ha		その他

拡張	舗装		武庫	ヒキジ 高谷	0.7km - 1箇所	81ha		その他
拡張	改良		武庫	ヒキジ 高谷	20m 1箇所	33ha		その他
拡張	改良		武庫	カズチ	0.2km - 1箇所	138ha		その他
拡張	改良		貝田	ハセン 谷	1.0km - 1箇所	127ha		その他
拡張	改良		江尾 俣野	江尾 俣野	1.9km 1箇所	127ha		その他
拡張	改良		江尾 俣野	江尾 俣野	0.5km - 1箇所	115ha		その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、
 民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管
 理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道等の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な
 規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針(平成23年3月31日第
 201000207814号)及び鳥取県森林作業道作設指針(平成23年3月31日第201000193342号)
 に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針(平成23年3月31日第201000193342号)等に基づき、森林作業
 道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方法

本町の森林の人工林は主伐期を迎えているが、地形が急峻で作業道等の開設が困難なうえに材価の低迷により間伐が遅れている。

また、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入・更新を図るものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

(3) 林業機械化の促進方策
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の流通・加工については、所有形態が小規模・分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。このため、作業道等の路網の開設が容易な区域で間伐を中心に伐採の計画的実行によりロットの確保を図る特用林産物のうち本町の特産品の一つであるシイタケについては、俣野地区において生産が積極的に行われているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいである。今後については、原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することとする。

荒廃竹林の整備、竹粉などの有効活用を進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項
令和2年3月樹立の江府町森林整備計画のとおり